

重大な消防法令違反の 建物をホームページに 公表します

制度の開始時期
平成31年
4月1日～

違反対象物の公表制度

* 違反対象物の公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断ができるよう、田辺市のホームページで確認できる制度です。

* 公表の対象となる建物

飲食店・スーパーマーケット・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの火災が発生した場合に一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



* 公表の対象となる違反内容

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置による消防法令違反です。



* 公表の内容

- | | |
|---------|--------------|
| ①建物の名称 | 例：〇〇ビル |
| ②建物の所在地 | 例：田辺市〇〇町〇〇番地 |
| ③違反の内容 | 例：〇〇設備未設置 |



* 公表の方法

田辺市のホームページに掲載します。

